

個別避難計画の作成について

目的：災害が発生した時に一人で安全な場所に避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難を支援することができるよう、高齢者や障がいなどの状況や避難先、避難を支援する人などを記載したもの。

根拠：災害対策基本法の改正により「努力義務」として法制度化（第49条の14第1項）

対象者：

- 要介護3以上
- 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上
- 身体障がい1、2級、知的障がいA
- 精神障害1級、視覚障がい・聴覚障がい3・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級
- 人工呼吸器など医療機器への依存度が高い難病患者

中央区ではさらに、ひとり暮らし、戸建て住宅におすまいの方を優先して作成。

➡ 戸建て住宅が集積している、**玉造地域、桃谷地域、桃園地域**の3地域から優先して作成

具体的な作成方法

- ①作成対象者の選定（桃谷、玉造、桃園で実施）
- ②対象者宅へ訪問し、計画作成の同意を得る
（日頃見守り活動を行っている地域福祉コーディネーターと同行して訪問）
- ③ご家族、ケアマネージャーや相談支援者（事業者）、民生委員、地域福祉コーディネーター、自治会や町会（防災リーダー）へ同席の依頼、日程調整



④作成会議 計画書に沿って避難計画を作成します。
集まっていたいただいた皆さんから、それぞれの立場で助言をいただく。

⑤計画書の原本は対象者ご本人が保管し、その写しを本人同意のもと、区役所、社会福祉協議会、消防署、地域町会等で保管します。
（警察は災害発生後に共有）

関係機関（区役所・消防・警察・地域の組織）はその活用について、救助を保証するものではなく、また、責任や義務を負うものではないことを対象者本人、家族に理解いただく。

大阪府中央区 個別避難計画 記入例

住所: 大阪府中央区 桃谷 1-1-1

避難先: 大阪市立中央図書館

避難経路: 徒歩 10分

避難物資: 現金、貴重品、薬、食料、水、防寒着、避難用トイレ用品

避難要領: 地震発生時は、机の下に隠れ、揺れが収まったら、避難用バッグを持って避難する。

避難シート2

避難先: 大阪市立中央図書館

避難経路: 徒歩 10分

避難物資: 現金、貴重品、薬、食料、水、防寒着、避難用トイレ用品

避難要領: 地震発生時は、机の下に隠れ、揺れが収まったら、避難用バッグを持って避難する。

個別避難計画作成の効果

- 対象者が地域とのつながりを再認識し、「助かろう」という気持ちが出て、地域の方々（コーディネーター、民生委員、町会役員など）も改めて地域の中にどのような方が住み、どういった協力ができるかを考えていただける機会となっている。
- 個別避難計画作成することで地域の方の「気付き」を生み出し、双方にとって、日頃の関りに繋がる一助となっている。

個別避難計画作成の課題

- 日頃より「福祉と縁遠い」と感じている地域の方（自主防災組織等）にこそ参加していただきたいが、日中に仕事をしている方が多いため、作成の場に同席していただく事が難しい。
- 「個別避難計画」そのものの存在が知られていない。

災害時、「あの人は大丈夫かな…」と気にかける人を一人でも多く増やすことが目標